

社会福祉法人フランシスコ第三会マリア園 ひがししろこども園 重要事項説明書

◇これは園と契約を結ばれるに当たって、保護者の方へ当園より説明すべき事項です。

◎施設の目的及び運営の方針と施設の各種

(1) 施設運営主体(事業者の概要)

| | |
|---------|----------------------|
| 事業者の名称 | 社会福祉法人 フランシスコ第三会マリア園 |
| 事業者の所在地 | 新潟県上越市西城町2丁目3番12号 |
| 事業者の連絡先 | 025-523-6006 |
| 代表者 氏名 | 理事長 伊能 哲大 |

(2) 施設の概要

| | | | | | | | | |
|-------|-----------------------------------|-----|--------|---------------|--------|------|------|-------|
| 種 別 | 幼保連携型認定こども園 | | | | | | | |
| 名 称 | 認定こども園 ひがししろこども園 | | | | | | | |
| 所在地 | 新潟県上越市東城町1丁目2番5号 | | | | | | | |
| 連絡先 | Tel 025-523-4846 Fax 025-520-6280 | | | | | | | |
| 施設長氏名 | 清水 泉 | | | | | | | |
| 開設年月日 | 平成27年4月1日(保育所認可) 令和4年4月1日(こども園認可) | | | | | | | |
| 認可定員 | 1号 10人 | | 2号 60人 | | 3号 50人 | | 120人 | |
| 利用定員 | 年齢区分 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合 計 |
| | 1 号 | — | — | 2 (満3歳児) 人 | 2 人 | 2 人 | 4 人 | 10 人 |
| | 2号・3号 | 8 人 | 18 人 | 17 人 | 17 人 | 22 人 | 18 人 | 100 人 |
| | 合 計 | 8 人 | 18 人 | 19 人 | 19 人 | 24 人 | 22 人 | 110 人 |

本園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満3歳以上の教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行いつつ、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とし、以下の各項目の通りとする。

<教育・保育理念>

愛と平和のキリストの教えの下、子ども一人ひとりを尊重し、保護者や地域から信頼されるこども園を目指す。

<教育・保育目標>

- * 愛と感謝の心をもってお祈りする子ども
- * 明るくいきいきと遊ぶ子ども
- * 遊びの中で考えたり試したりする子ども
- * やさしさと思いやりのある子ども
- * 最後まで粘り強く取り組む子ども

<教育・保育方針>

- 子どもの最善の利益を守り、一人ひとりの願いや思いを受け止め、保育教諭との安定した関係の中で人への信頼感と自己を肯定する心を育む。
- 自然に触れ、五感を働かせて遊ぶことを通して、豊かな感性や想像力、思考力の基礎を育む。
- 地域の子育て家庭の実態を把握したり、一人ひとりの保護者の状況を理解し子育ての不安や悩みを受け止めながら、成長の喜びを共有することを通して信頼関係を築き保護者の子育てを支える。

(3) 施設立地の概要

| | | |
|----|-------|-----------------------|
| 敷地 | 敷地全体 | 2626.48m ² |
| | 園庭 | 1982.84m ² |
| 園舎 | 構造 | 鉄筋コンクリート陸屋根造り2階建て |
| | 延べ床面積 | 870.47m ² |

(4) 主な設備の概要

| 設備 | 部屋数 | 備考 |
|------|-----|---|
| 乳児室 | 1室 | ひよこ組：0歳児室 |
| ほふく室 | 3室 | りす組：1歳児室 ひよこ組：0歳児室 |
| 調乳室 | 1室 | ひよこ組：0歳児室 |
| 沐浴室 | 1室 | りす組：1歳児室 |
| 保育室 | 5室 | うさぎ組：2歳児室 ぱんだ組：3歳児室 きりん組：4歳児室 ぞう組：5歳児室 |
| 遊戯室 | 1室 | |
| 調理室 | 1室 | |
| 医務室 | 1室 | |
| トイレ | 3室 | 1階（遊戯室・りす組） 2階 |
| 事務室 | 1室 | |
| その他 | | 教材室、倉庫（5か所）、階段、玄関、休養室（医務室） |

(5) 職員体制

◎常勤とは1日6時間以上勤務の者です。

| 職種 | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 職務内容 |
|--------|-------|----|-----|--------------------------------|
| 園長 | 1人 | 1人 | | 園務全般を司り、職員の資質向上に取り組む |
| 副園長 | 1人 | 1人 | | 園長を補佐し園務を整理する。必要に応じ園長代理として職務遂行 |
| 主幹保育教諭 | 2人 | 2人 | | 副園長を補佐し教育・保育と子育て支援を統括 |
| 保育教諭 | 必要な員数 | | | 利用児童の日常の教育・保育を行う |
| 保育補助 | | | | 園務の補助・保育補助、清掃などを行う |
| 事務員 | 1人 | 1人 | | 園の事務・庶務・経理を行う |
| 調理員 | 3人 | 2人 | 1人 | 給食調理・給食室の衛生管理・食育を行う |
| 栄養士 | 1人 | 1人 | | |
| 保育園士 | 1人 | 1人 | | 園内外の施設管理・安全管理を行う |
| 学校内科医 | | | 1人 | 定期内科健診や職員・保護者の相談、指導を行う |
| 学校歯科医 | | | 1人 | 定期歯科健診や職員・保護者の相談、指導を行う |
| 学校薬剤師 | | | 1人 | 環境衛生の維持改善に関する相談・指導を行う |
| 看護師 | 1人 | 1人 | | 医療的ケア児の看護・園児の健康観察 |
| 外部講師 | | | 2人 | 体操教室・英語教室を担当する |

*職員数は変動する場合がありますが、市が条件で定める教育・保育の提供に必要な職員を常に配置しています。

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども(教育標準時間認定)】

| | | |
|--------|--|---|
| 提供する曜日 | 月曜日から金曜日 | |
| 保育時間 | 教育標準時間 | 午前8時30～午後15時30分(7時間) |
| 預かり保育 | 保育時間 | 朝：8時～8時30分、夕：15時30分～18時 (この時間帯は30分につき100円です) |
| 休業日 | 日曜日・土曜日・祝日(特に行事等のある日は除く) 夏季(8月13日～15日)、年末・年始(12月29日～1月3日) 年度末・年始始め(3月26日～4月3日 ※特に行事等のある日は除く) ※夏季及び年度末・年度始めの休業日は年度により変更有 (利用の場合は料金がかかります) | |

【2号・3号認定子ども(保育認定)】

| | | |
|--------|--|----------------------------------|
| 提供する曜日 | 月曜日から土曜日 | |
| 保育時間 | 保育標準時間 | 朝：7時30分～18時30分(11時間) |
| | 保育短時間 | 朝：8時30分～16時30分(8時間) |
| 延長保育 | 保育標準時間 | 夕：18時30分～19時00分 |
| | 保育短時間 | 朝：7時30分～8時30分 夕：16時30分～19時00分 |
| 休業日 | 日曜日・祝日(特に行事等のある日は除く) 年末・年始(12月29日～1月3日) ※特に行事等のある日は除く | |

(7) 利用料等

| | | | |
|-----------------------------------|---|-------------|---------------------------------|
| 利用者負担(月額利用料) | 市が定める利用者負担(3号は利用料、1・2号は副食費5,500円) ※手数料は利用者負担とする。 | | |
| 実費徴収 | ・保護者会費(前期2,000円・後期2,000円)・スポーツ振興センター保護者負担金 ・延長保育利用料金+おやつ代50円/回・行事参加費・写真代 | | |
| 教育・保育用品費 | 年度により徴収する場合があります | | |
| その他 (延長保育利用料金) | 1号認定 預かり保育に係る費用 | 利用料については別説明 | 100円/30分 |
| | 2・3号認定 延長保育利用料金 | 短時間認定 | ※朝は無償 16時30分～19時 100円/30分 |
| | | 標準時間認定 | 18時30分～19時 100円/30分 |
| ※延長保育利用料は1ヶ月分まとめて翌月初めに集金袋にて徴収します。 | | | |

(8) 利用料支払方法(保育料など)

| | | |
|--------|----------|--|
| 利用料 | 支払方法 | ゆうちょ銀行の口座振替 |
| | 振替期日 | 利用料は当月末日、副食費は翌月の月末日 金融機関休業日は前営業日の口座振替となります。 ※3月の年長児副食費は2月、3月の2ヶ月分の振替になります。 |
| その他の徴収 | 延長保育等利用料 | ※実費徴収の集金は集金袋にて集金し双方の確認印、 領収印で確認します。 |

(9) 提供する特定教育・保育の内容

| | | |
|---|--------------|---|
| <p>こども子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき利用子どもの発達に必要な教育・保育を総合的に提供します。 また、利用保護者や地域の子育て家庭への子育て支援を行います。</p> | | |
| 給食の提供について | 献立 | <p>※上越市幼児保育課の栄養士並びに市内全保育園調理員の協議の上 決定した市内共通献立 ※園行事の時は、園独自の献立になります。（誕生会・パンの日など） ※毎月給食献立予定表・給食だよりを発行しています。</p> |
| | 0～2歳児 | 完全給食を実施、特に離乳食は初期から完了期の4種類 |
| | 3歳以上児 | 一部行事日やパンの提供日を除き主食無しの給食を提供。主食の弁当を持たせてください。「たのしい給食」を心掛け、野菜作りを通した食育にも力を入れています。 |
| | 食物アレルギー児への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・アレルギーやその他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせて提供します。 ・栄養士と面談を行い、除去食及び代替食で対応します。 ・アレルギー対応は、医師による診断書が必要です。 ・アレルギー食材が多種に及ぶ場合、既存調理設備で対応できない場合など、給食を提供できないこともあります。 ・食物アレルギー対応マニュアルの整備 |
| | 調理室の管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・集団給食施設届を新潟県に提出しています。 ・大量調理施設マニュアルに沿った衛生管理基準を作成しています。 ・調理室の清掃及び整理整頓を実施して、衛生管理を徹底しています。 |

(10) 保護者会

★当園の理念に基づく教育・保育を円滑に且つ効果的に行うために保護者会

「ひがししろこども園保護者会」を組織とし、入園と同時に全員加入していただきます。

会費は園児1人につき、年会費として4,000円徴収します。

(前期(4月～9月まで)2,000円、後期(10月～3月)2,000円の集金となります。)

この貴重なお金は、園行事への補助(運動会の参加賞・誕生会・クリスマス会のプレゼント卒園進級時の記念品等)主に子どもへ還元する形で使われます。

★4月の保護者会役員にて、年度の予算や行事について検討し、全保護者からは書面での承認を得て、決議となります。検討事項がある場合は、役員にて検討し全保護者へ報告となります。

役員選出について、0.1歳児から1名、2～5歳児から2名ずつ選出し、それぞれの係や担当を分担していただいています。クラス内での集まりのある際には、中心となって動いていただいています。

★園行事(親子活動・運動会)後片付けなどをお願いしています。

★保護者会役員会は4月、9月、3月の年3回ほどになりますが、働いている保護者が中心のため、あまり負担をかけないような活動にしたいと考えています。

役員になることを負担に考えている保護者もおられますが、保護者と園の連携、保護者同士の連携を深めるきっかけとなっています。

(11) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事

| | | |
|--------|---|---|
| 利用者の内定 | 1号認定 | 定員を超える入園申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定し、保護者、市町村へ以下の手続きをとるものとする。 (1) 在園している2号もしくは3号認定が、次年度に1号認定への変更を希望する場合。 (2) 兄弟姉妹が在園している者。 (3) その他の者は抽選等により選考し、入園させる。 |
| | 2・3号認定 | 市町村が行う利用調整による |
| 利用決定 | 利用契約書の締結による | |
| 退園理由 | <ul style="list-style-type: none"> ・卒園するとき、他は以下の事項に当たるとき (1) 保護者から退園届が提出されたとき (2) 2号認定または3号認定の保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき (3) 正当な事由なく特定保育・教育に係る利用者負担金を3ヶ月以上滞納したとき (4) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき | |
| 留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・登園・欠席連絡は9時までにはお願いします。また、普段と違う方のお迎えの場合などは、必ず連絡してください。 ・ルクミーでの連絡は8時30分までにはお願いします。 ・インフルエンザ、コロナウイルス、感染性胃腸炎など、特に感染力の強い病気にご家族が罹患された場合も、園にお知らせください。 ・またご家族で発熱された場合は、可能な限り登園を控え、一日自宅保育をお願いします。 ・毎日、通園カバンの中身・おたより袋を確認してください。 連絡帳を確認したら、確認サインをお願いします。 ・37.5℃以上の熱がある場合は、登園を控えてください。 ・学校医の指導により37.5℃を超えた場合は迎えのお願いをしています。 ・与薬については「園における薬の取り扱い」をご覧ください。 | |

(12) 学校医・学校歯科医・学校薬剤師

【学校医】

| | |
|---------|------------------|
| 医療機関の名称 | 羽尾医院 |
| 医院長名 | 羽尾 和久 |
| 所在地 | 上越市稲田3丁目6番20号 |
| 電話番号 | TEL 025-523-2606 |

【学校歯科医】

| | |
|---------|------------------|
| 医療機関の名称 | 原 矯正歯科 |
| 医院長名 | 原 省司 |
| 所在地 | 上越市大手町5番45号 1 |
| 電話番号 | TEL 0256-53-4184 |

【学校薬剤師】

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 担当薬剤師 | 星野 秀子 |
| 所在地 | 上越市東城町3丁目10番2号(ドラックゲンちゃん東城店) |
| 電話番号 | TEL 025-526-5754 FAX 025-526-5732 |

(13) 緊急時における対応方法

特定保育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変、事故等があった場合、速やかに利用子どもの保護者または緊急連絡先、その他医療機関、公的機関等への連絡を行うといった必要な措置を講じます。

◎最優先は「緊急連絡カード」により保護者に連絡

◎上越警察署 : TEL 025-522-1953-110

◎上越南消防署 : TEL 025-525-1198-119

(14) 非常災害、防犯対策

| | |
|-----------|---|
| 防火管理者 | 山邊 靖代 (副園長) |
| 消防計画届出年月日 | 令和6年4月1日 |
| 避難訓練 | 月1回以上実施予定、火災、地震、水害、不審者対応各訓練実施予定 |
| 防災、防犯設備 | 消火器、誘導灯、自家発動機、火災報知器、監視カメラシステム、防犯用網戸の設置、新潟警備保障との契約、セコム通報、さすまたの設置 |
| 避難場所 | 第一避難所：東城町1丁目町内会館 第二避難所：県立高田高等学校 洪水の場合はひがししろこども園の2階保育室 |
| 緊急時の連絡手段 | ①アプリ ルクミーにて周知 ②メールの確認状況を見て電話連絡（緊急連絡の優先順位による） ③電話不通の際は保護者が迎えに来るまでお子さんを園でお預かりします。 |
| 留意事項 | 園には園児全員分の水、非常食が備蓄してあります。園舎も耐震基準を満たしたRC構造（鉄筋コンクリート造）です。非常災害時にはお家の方が身の危険を冒して迎えに来ることで、二次災害の危険性も考えられます。安全確認を十分に行ったうえで、お子さんの迎えをお願いします。 |

(15) 相談・要望・苦情窓口

| | | | |
|------------|-------|------|--------------|
| 相談・苦情受付担当者 | 山邊 靖代 | [職名] | 副園長 |
| 相談・苦情解決責任者 | 清水 泉 | [職名] | 園長 |
| 第三者委員 | 歌川 孝 | [役職] | 元小学校長 |
| | | TEL | 025-524-7283 |
| | 熊木 初子 | [役職] | 元民生委員・主任児童委員 |
| | | TEL | 025-523-5881 |

【要望・苦情等への対応方法】

「社会福祉法人フランシスコ第三会マリア園 認定こども園 ひがししろこども園 苦情解決に関する規定」

①相談・苦情受付担当者、もしくは第三者委員が直接受付

②苦情解決担当者は、苦情受付書を作成し、苦情解決責任者に報告する。

③相談・苦情解決責任者が第三者委員立ち合いの下、解決に向けた話し合いを関係者と討議する。

④相談・苦情をあげた方に解決策を伝える。

⑤原則として苦情・相談の結果、改善した点は公表する。

※相談・苦情をあげた人が、解決に向け、相談・苦情受付担当者、相談・苦情解決責任者本人の介在を望まない場合は第三者委員②～⑤のプロセスを行い、園には是正勧告することができる。

(16) 賠償責任保険の加入状況

| | | |
|------------------|-----|--|
| 日本スポーツ振興センター共済掛金 | 内容等 | 災害共済給付掛金 |
| | 金額 | 園管理下の災害死亡見舞金2,800万円、5,000円以上かかった園管理下での負傷、疾病にかかった医療費の10分の4等 |

(17) 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。なお「個人情報使用同意書」については別紙にて添付いたします。

(18) 健康管理・衛生管理

園児に対する健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施する。

- (1) 感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。
- (2) 当園は、乳幼児突然死症候群(SIDS)や睡眠に関する事故を防止するため、園児の午睡時の見守りを職員が厳に行う。特に1歳未満児は、園の定める所定時間(15分)おきに、睡眠チェックを行い、その記録を残すこととする。
- (3) 当園では、感染症対策のために、入園児童と日中深く関わる副園長以下常勤、非常勤職員の別なく、月に1回検便を行うものとする。ただし、調理員・栄養士は月に2回実施。その記録を残すこととする。
- (4) 感染症マニュアルの整備

(19) 虐待防止のための措置

当園は子どもの人権の擁護・虐待の防止のため、次の措置を講じます。

- (1) 人権の擁護・虐待の防止等に関する必要な体制の整備。
- (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施。
- (4) その他の虐待防止のために必要な措置。

当園は、教育・保育の提供中に当園の職員又は保護者等による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、上越市幼児保育課や児童相談所等適切な期間に速やかに通告する